吸収合併に係る事前開示書類

2026 年 10 月 5 日

株式会社ダイドーリミテッド

株式会社ダイドーフォワード

2026 年 10 月 5 日

吸収合併に係る事前開示書類

（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項
吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項）

東京都千代田区外神田三丁目 1 番 16 号
（2026 年 10 月 13 日付で東京都品川区北品川六丁目 7 番 29 号に本店移転予定）
株式会社ダイドーリミテッド
代表取締役社長 執行役員グループ COO
成瀬 功一郎

東京都千代田区外神田三丁目 1 番 16 号
（2026 年 10 月 13 日付で東京都品川区北品川六丁目 7 番 29 号に本店移転予定）
株式会社ダイドーフォワード
代表取締役社長　今井 和俊

株式会社ダイドーリミテッド（以下「甲」といいます。）及び株式会社ダイドーフォワード（以下「乙」といいます。）は、2026 年 10 月 1 日付で吸収合併契約を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を 2026 年 12 月 1 日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 合併対価についての定めの相当性に関する事項

本合併に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

なお、甲及び乙は、会社計算規則第 2 条第 3 項第 36 号に規定する共通支配下関係にありますが、乙の株主は甲のみであり、乙に少数株主は存在しないため、乙の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

甲は、2026 年 7 月 23 日開催の取締役会において、株式会社 4strengX の全株式を取得し、甲の子会社とすることを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。

6. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 に記載のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本合併の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上

別紙１（吸収合併契約書）

（添付のとおり）

吸収合併契約書

株式会社ダイドーリミテッド（以下「甲」という。）と株式会社ダイドーフォワード（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方式）

第１条　甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

②　甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号　株式会社ダイドーリミテッド

住所　東京都千代田区外神田三丁目1番16号（2026年10月13日付で東京都品川区北品川六丁目7番29号に移転予定。）

乙（吸収合併消滅会社）

商号　株式会社ダイドーフォワード

住所　東京都千代田区外神田三丁目1番16号（2026年10月13日付で東京都品川区北品川六丁目7番29号に移転予定。）

（効力発生日）

第２条　本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年12月１日とする。ただし、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第３条　甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第４条　本合併により、甲の資本金の額及び準備金の額は増加しない。

（従業員の引継ぎ）

第５条　甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

②　乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

（合併条件の変更等）

第６条　本契約締結の日から効力発生日までの間において、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第７条　本契約は、効力発生日の前日までに甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

（その他）

第８条　本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

②　本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2026年10月１日

（甲）　株式会社ダイドーリミテッド
代表取締役社長執行役員 グループCOO　成瀬　功一郎　印



（乙）　株式会社ダイドーフォワード
代表取締役社長　今井　和俊　印



別紙２（吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善がみられる一方で、不安定な国際情勢や米国の関税政策、食料品やエネルギーを中心とした物価上昇等により不透明な状況が続きました。

このような経営環境のなか、当社グループは「お客様第一」「品質本位」の経営理念を基に、2029年３月期に至る３ヵ年の第２次中期経営計画の達成に向けて、経営改革に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、前期に引き続き事業ポートフォリオの再構築の一環として株式会社ジャパンブルーの取得やオフィスビルの売却、政策保有株式の一部縮減などを実施いたしました。また、既存事業の注力事業として位置づけるブルックス ブラザーズやポンテトルトの売上高拡大に取り組むとともに、業績が低迷しているニューヨーカーの収益性改善につとめました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は32,502百万円（前期比13.6％増）、営業利益は371百万円（前期は営業損失64百万円）、経常利益は177百万円（前期は経常損失233百万円）、投資有価証券売却益1,608百万円や法人税等調整額△1,626百万円などを計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,893百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,483百万円）となり、13期ぶりの営業黒字化を達成するとともに第１次中期経営計画において２年目の利益目標として掲げた営業利益365百万円を達成いたしました。

事業別の状況は次のとおりであります。

＜衣料事業＞

2025年８月に連結子会社化いたしました株式会社ジャパンブルーにつきましては、デニム製品ブランドである「MOMOTARO JEANS」及び「Japan Blue Jeans.」が取得時の想定を上回るペースで成長を続けており、当連結会計年度は第３四半期連結会計期間から半期分の業績を取り込んだ結果、連結営業利益を大きく増加させる要因となりました。

「Brooks Brothers」につきましては、日本市場用の商品開発やコラボレーション企画の効果もあり確実に売上高を伸ばしておりますが、春夏シーズンにおける売上高確保に向けたセール販売の増加などにより前期比で減益となりました。

「NEWYORKER」につきましては、アウトレット店舗を中心に前年比で大きく売上高を減少させる結果となり、年度末にかけて不採算店舗の大規模撤退を実施いたしました。なお、2026年３月には顧客拡大をはかるためにアウトレット店舗とECを中心とした新レーベル「Park Slope NEWYORKER」の立ち上げを実施し、ご好評いただいております。

イタリアの衣料原料製造子会社「PONTETORTO」につきましては、市場環境の変化を受けて前期まで一時的に業績が停滞しておりましたが、当期につきましてはスポーツ衣料向けの部門を中心に、着実に回復基調がみられております。

以上の結果、売上高は29,265百万円（前期比15.7％増）、セグメント利益（営業利益）は759百万円（前期は営業損失37百万円）となり、衣料事業としては７期ぶりの営業黒字化を達成いたしました。

＜不動産賃貸事業＞

小田原のショッピングセンター「Dynacity」は誕生から25周年を迎え、引き続き当社グループにおける安定的な収益源としての機能を果たしております。

コーポレート・リアルエステート部門においては、資本効率の改善を目指して2025年３月に東京都千代田区のホテル物件を、2025年９月には東京都文京区所在のオフィスビルをそれぞれ売却したことにより減収減益となりました。不動産の譲渡対価につきましては、M&Aを含めた成長投資及び当期の株主還元などに充てることで企業価値の最大化をはかっております。

以上の結果、売上高は3,237百万円（前期比2.2％減）、セグメント利益（営業利益）は910百万円（前期比8.1％減）となりました。

＜全社部門＞

各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用において、株式会社ジャパンブルーの取得にかかる取得関連費用228百万円を販売費及び一般管理費として計上いたしました。これらの費用は当連結会計年度に臨時的に発生した費用であり、翌連結会計年度には発生しない見込みとなっております。

以上の結果、セグメント損失（営業損失）は1,299百万円（前期比27.6％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度はオフィスビルを売却いたしました。設備投資の総額は612百万円であります。

③ 資金調達の状況

短期借入金を7,417百万円借入し、6,186百万円返済いたしました。また、長期借入金を500百万円借入し、2,647百万円返済いたしました。

④ 重要事象等について

当社は前連結会計年度末において重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりました。

しかしながら、当社グループは第１次中期経営計画に基づき、M&Aを含む事業ポートフォリオの再構築等の各種施策を着実に推進し、収益構造の改善に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度において営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上するとともに、収益基盤の強化が進展しております。

これらの状況を踏まえ、当連結会計年度末において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況は解消したものと判断しております。

⑵ 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 100 期 (2023年３月期)	第 101 期 (2024年３月期)	第 102 期 (2025年３月期)	第 103 期 (当連結会計年度) (2026年３月期)
売上高 (百万円)	28,218	28,697	28,609	32,502
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△378	△336	△233	177
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	6,757	291	△2,483	1,893
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	207.46	10.22	△91.65	69.39
総資産 (百万円)	39,762	40,882	37,395	36,940
純資産 (百万円)	14,503	14,646	12,195	11,804
１株当たり純資産額 (円)	442.30	511.82	419.23	367.56

⑶ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
		%	
株式会社ダイドーフォワード	100百万円	100.0	衣料品及び服飾品の販売 衣料品の輸入販売、手編糸及び毛織物の販売 不動産賃貸
株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン	100百万円	80.5	衣料品及び服飾品の販売
株式会社ジャパンブルー	70百万円	80.0	ジーンズその他デニム製品の企画・製造・販売事業及びテキスタイル企画・製造・販売事業
大都利美特（中国）投資有限公司 (DAIDOH LIMITED (CHINA) HOLDINGS CO., LTD.)	33,680千米ドル	100.0	中国関連会社の資金管理・管理業務受託・物流業務受託 衣料原料の製造販売
大同佳楽登(馬鞍山)有限公司 (DAIDOH JARDIN (MAANSHAN) CO., LTD.)	15,200千米ドル	100.0 (23.7)	衣料品の販売
Ｐｏｎｔｅｔｏｒｔｏ Ｓ.ｐ.Ａ.	1,549千ユーロ	100.0	ファッション及びスポーツウェア向け生地の製造販売

（注）１．当社の議決権比率欄の（　）内は、間接所有割合であります。
２．株式会社ジャパンブルーの株式を取得し、連結の範囲に含めております。
３．清算結了した大同利美特商貿(上海)有限公司は、連結の範囲から除外しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、1879年の創業以来、「お客様第一」「品質本位」の経営理念のもと、顧客の皆様に高品質な衣料品を適切な価格で提供しながら、中長期の視点で利益を生み出せる企業グループへの進化に取り組んでまいりました。

現在、2029年３月期に至る３ヵ年の第２次中期経営計画「進化と飛躍」に取り組んでおります。

計画の詳細につきましては、当社ホームページに記載しております。

（https://www.daidoh-limited.com/pdf/2026/20260227_03.pdf）

あわせてご高覧くださいますようお願い申し上げます。

【2026年２月27日公表 第２次中期経営計画「進化と飛躍」について】

第２次中期経営計画においては中長期的に目指すべき姿を明確にするとともに、第１次中期経営計画の目標は据え置いたまま、新たに2029年３月期の目標を設定いたしました。

＜中長期的に目指すべき姿＞

国内を含むグローバル市場をターゲットに事業／ブランドを展開し成長させる「グローバルブランドビジネス プラットフォーマー」へと進化を遂げ、グローバル市場で飛躍的な成長を実現する。

第２次中期経営計画（2029年３月期）の連結業績目標
売上高650億円　営業利益40億円　ROE20%

成長による企業価値向上＝株価向上を重視し、積極的な投資を含めた必要な施策を断行します。第２次中期経営計画においても、第１次中期経営計画から一貫して以下の４点における課題解決を進めています。

I. 事業ポートフォリオの再構築

① 事業の特性・状況に応じて施策を実施することで成長を加速するとともに利益率を改善します。事業別の現状と方針は以下の通りです。

・ジャパンブルー

アパレル事業はブランド軸経営を推進しグローバル展開を加速し、テキスタイル事業はコンバーター型からメーカー型へ転換し高付加価値を図ります。

・ブルックス ブラザーズ

Women's層の新規顧客獲得・育成により成長を加速すべく、プロモーション強化、新規出店拡大、商品カテゴリ開発を積極的に推進します。

・ポンテトルト
　取引先在庫調整の影響で一時的に業績が停滞していましたが、商品戦略の強化と営業エリア拡大及び営業力の強化を実施します。
・ニューヨーカー
　ブランドライフサイクルの後期にあり、ブランド価値が漸減しているため、３年間の時間をかけてリブランディングによる再興を行ないます。
・ダイナシティ
　高利益率な事業であるダイナシティは継続保有を基本方針としつつ、資本効率の向上を念頭に保有資産の有効活用の在り方については引き続き検討を行ってまいります。
　高付加価値テナントの誘致により収益ポテンシャルの最大化を図ります。

② 当社グループの事業・機能を補完する企業・事業のＭ＆Ａにより、さらなる非連続的な成長を目指します。

③ 中期経営計画期間中のキャピタルアロケーションを明確にし、３年間で86億円をM&Aに投下するとともに、グループ全体で70億円の営業キャッシュ・フローを稼ぎ出します。

④ インカムゲインを重視した株主還元方針から、キャピタルゲインによる中長期的な株主価値の最大化に方針を転換します。

⑤ 株主優待商品の進呈を廃止してコスト削減を図るとともに、株主優待券の利便性を向上させ、ブランド認知度の向上を図ります。

II. 個別事業の構造改革
　ブルックス ブラザーズやポンテトルト、ジャパンブルー等の個別事業を儲かる構造に磨きこみ、ニューヨーカーのようなプロダクトライフサイクルの衰退期に入った事業／ブランドを再構築することで儲かる構造へと転換します。

Ⅲ. グループプラットフォーム機能強化
　付加価値の高い事業／ブランドを創出し、グローバルに成長していくためのケイパビリティ、インフラ、基盤を構築し強化します。

Ⅳ. 人材強化
　グローバル成長を実現するうえで必要とされる経営人材、実務スペシャリスト人材を確保／処遇し、高成長を実現する組織体制を構築します。

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループはこれまで経営理念である「お客様第一」「品質本位」をもとに、自社の製品・サービスにより、お客様の暮らしの質の向上に貢献していきたいという想いをもって、お客様が求める商品・サービスを理解し、安心、信頼をいただける品質を担保し提供することを第一に考えてまいりました。

これに加え、商品・サービスを生み出す全ての過程において、環境・社会・経済に配慮することを明言し、当社の事業領域で設定したそれぞれのSDGs（持続可能な開発目標）の達成が、商品・サービスの価値を高め、結果、お客様、株主様、お取引先、従業員など、当社グループに関わるすべての人々の暮らしがより豊かになるよう、生活の「質」の向上に寄与することにより持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指してまいります。

そこで、当社は上記の目標を推進、達成するために、「サステナビリティ基本方針」を全社統一の道標として制定しております。

「サステナビリティ基本方針」

1.	当社は、経営理念に基づき自社で定めるSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指すことにより、環境・社会・経済に配慮したサステナブルな経営を推進します。
2.	当社は、常により良い品質の商品・サービスを提供することにより、お客様のサステナブルで充実した生活の「質」の向上に貢献します。
3.	当社は、事業活動を通じて、「すべての人が享受できる人間的な豊かさ」を目指すことにより、当社に関わるすべての皆様と共に、サステナブルで豊かな社会の実現に貢献します。

【CSR及びコンプライアンスについて】

CSR（企業の社会的責任）とコンプライアンス（法令遵守）につきましては、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、「お客様第一」「品質本位」の経営理念を通じて、企業価値の最大化を実現するために、的確かつ迅速に経営されるべきと考えております。その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、お取引先・社員等の各ステークホルダー（関係各位）との良好な関係を築くとともに、株主総会・取締役会・監査役会・会計監査人など、法律上の機能制度の一層の強化・改善を行ない、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を充実させてまいります。

なお、当社ホームページ（https://www.daidoh-limited.com/）において株主及び投資家の皆様への迅速かつ正確な情報の開示につとめるとともに、企業情報の共有化を進め、経営の透明性を高めてまいります。

また、2005年４月より施行されました個人情報保護法に関して、全役員及び全従業員に継続的な啓発を行ない、必要な措置をとっております。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご支援ご鞭撻のほどお願い申し上げる次第であります。

⑸ **主要な事業内容**（2026年３月31日現在）

事業	事業内容	主要製品または施設名
衣料事業	紳士婦人衣料製品の製造販売 紳士婦人服向け衣料用繊維素材・手編糸等の衣料品原料の製造販売	スーツ・ブレザー・スラックス・スカート・ニットウェア 衣料用繊維素材・手編糸 ジーンズその他デニム製品
不動産賃貸事業	ショッピングセンター	ダイナシティ

⑹ **主要な営業所及び工場**（2026年３月31日現在）

① 当社本社　東京都千代田区外神田三丁目１番16号

② 主要な子会社の事業所

株式会社ダイドーフォワード	東京都千代田区
株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン	東京都品川区
株式会社ジャパンブルー	岡山県倉敷市
大都利美特（中国）投資有限公司 （DAIDOH LIMITED（CHINA）HOLDINGS CO., LTD.）	中国上海市
大同佳楽登（馬鞍山）有限公司 （DAIDOH JARDIN（MAANSHAN）CO., LTD.）	中国安徽省馬鞍山市
Pontetorto S.p.A.	イタリア トスカーナ州

⑺ **使用人の状況**（2026年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
722名	157名増

（注）１．使用人数は就業員数であり、上記のほか臨時従業員の期中平均人員は450名であります。
２．使用人数の前連結会計年度末比の主な増加の理由は、株式会社ジャパンブルーを連結子会社化したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	2名増	52.4歳	24.4年

（注）使用人数は就業員数であり、上記のほか臨時従業員の期中平均人員は10名であります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2026年３月31日現在）

当社グループの借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,600百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,600百万円
株式会社三井住友銀行	2,800百万円
大和証券株式会社	631百万円
株式会社横浜銀行	400百万円
株式会社中国銀行	185百万円

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2026年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　150,000,000株
② 発行済株式の総数　30,696,897株
③ 株主数　46,725名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ソトー	1,195千株	4.20%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	655千株	2.30%
三井住友海上火災保険株式会社	646千株	2.27%
三井住友信託銀行株式会社	642千株	2.25%
株式会社みずほ銀行	628千株	2.21%
明治安田生命保険相互会社	465千株	1.63%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	368千株	1.30%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	293千株	1.03%
ダイドーグループユニオン	250千株	0.88%
ダイドーリミテッド取引先持株会	212千株	0.75%

（注）１．当社所有の自己株式（3,303,030株）は、上記大株主からは除外しております。
２．当社は、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」導入に伴い、2009年４月１日付で自己株式428,500株および2012年12月13日付で自己株式1,500,000株を株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）へ拠出しております。なお、自己株式数については、2026年３月31日現在において信託Ｅ口が所有する当社株式（1,083,550株）を自己株式数に含めております。持株数の持株比率の算定上、控除した自己株式には信託が保有する当社株式は含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

（2026年３月31日現在）

取締役会決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的である株式の種類、数	１株当たりの払込金額	権利行使時１株当たり振込金額	権利行使期間	役員の保有状況
2011年７月４日	15個	当社普通株式 1,500株	385円	１円	2011年７月22日から 2041年７月21日まで	監査役 1名 15個
2012年７月２日	16個	当社普通株式 1,600株	251円	１円	2012年７月20日から 2042年７月19日まで	監査役 1名 16個
2013年７月１日	17個	当社普通株式 1,700株	361円	１円	2013年７月19日から 2043年７月18日まで	監査役 1名 17個
2014年７月７日	46個	当社普通株式 4,600株	318円	１円	2014年７月25日から 2044年７月24日まで	取締役 1名 29個 監査役 1名 17個
2015年７月６日	51個	当社普通株式 5,100株	332円	１円	2015年７月24日から 2045年７月23日まで	取締役 1名 33個 監査役 1名 18個
2016年７月５日	49個	当社普通株式 4,900株	260円	１円	2016年７月23日から 2046年７月22日まで	取締役 1名 31個 監査役 1名 18個
2017年７月４日	67個	当社普通株式 6,700株	314円	１円	2017年７月22日から 2047年７月21日まで	取締役 1名 41個 監査役 1名 26個
2018年７月３日	104個	当社普通株式 10,400株	296円	１円	2018年７月21日から 2048年７月20日まで	取締役 2名 80個 監査役 1名 24個
2019年７月２日	133個	当社普通株式 13,300株	227円	１円	2019年７月20日から 2049年７月19日まで	取締役 2名 74個 監査役 2名 59個
2020年７月２日	135個	当社普通株式 13,500株	160円	１円	2020年７月20日から 2050年７月19日まで	取締役 2名 72個 監査役 2名 63個
2021年７月１日	126個	当社普通株式 12,600株	174円	１円	2021年７月20日から 2051年７月19日まで	取締役 2名 72個 社外取締役 1名 27個 監査役 1名 27個

取締役会決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的である株式の種類、数	1株当たりの払込金額	権利行使時1株当たり振込金額	権利行使期間	役員の保有状況
2022年7月1日	128個	当社普通株式 12,800株	155円	1円	2022年7月21日から 2052年7月20日まで	取締役 2名 74個 社外取締役 1名 27個 監査役 1名 27個
2023年7月3日	162個	当社普通株式 16,200株	247円	1円	2023年7月20日から 2053年7月19日まで	取締役 2名 108個 社外取締役 1名 27個 監査役 1名 27個

② 当事業年度中に職務執行の対価として執行役員に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

③ 新株予約権の行使の条件
・新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員が役職員としての地位を喪失した日（継続して取締役および監査役となった者はその地位を喪失した日）の翌日から新株予約権を行使できるものとする。
・新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長グループCEO	山田 政弘（やまだ まさひろ）	事業戦略立案・中期経営計画推進担当 海外事業担当・M&A担当 Pontetorto S.p.A.取締役会長 株式会社ジャパンブルー 代表取締役会長兼社長CEO ジェミニストラテジーグループ株式会社代表取締役CEO 立命館大学大学院経営管理研究科観光マネジメント専攻教授
代表取締役 社長執行役員 グループCOO	成瀬 功一郎（なるせ こういちろう）	DX推進担当 株式会社ダイドーフォワード代表取締役社長 株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン代表取締役会長CEO
取締役 上席執行役員 グループCFO	白子田 圭一（しろこだ けいいち）	管理部門担当 ダイバーシティ推進担当 株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン取締役 Pontetorto S.p.A.取締役 株式会社ジャパンブルー取締役
取締役執行役員	今井 和俊（いまい かずとし）	不動産賃貸事業担当 国内販売事業担当 株式会社ダイドーフォワード代表取締役副社長
取締役	久保木 大世（くぼき たいせ）	Walls and Bridges Consulting firm合同会社代表社員 SAB JAPAN株式会社顧問
取締役	大澤 道雄（おおさわ みちお）	大生印刷株式会社監査役 FIRST STEP JAPAN株式会社特別顧問
取締役	城戸 真亜子（きど まあこ）	中部国際空港株式会社社外取締役 学校法人田中千代学園評議委員 学研・城戸真亜子アートスクール主宰
常勤監査役	内藤 清和（ないとう きよかず）	株式会社ブルックスブラザーズジャパン監査役 株式会社ダイドーフォワード監査役 株式会社ジャパンブルー監査役
監査役	武田 昌邦（たけだ まさくに）	弁護士
監査役	嶋田 智子（しまだ ともこ）	嶋田公認会計士事務所代表

（注）１．取締役久保木大世氏、取締役大澤道雄氏および取締役城戸真亜子氏は、社外取締役であります。
２．監査役武田昌邦氏および監査役嶋田智子氏は、社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役久保木大世、社外取締役大澤道雄、社外取締役城戸真亜子、社外監査役武田昌邦および社外監査役嶋田智子の５氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．2025年６月27日開催の第102回定時株主総会において、新たに城戸真亜子氏は取締役に選任され、就任いたしました。
５．2025年６月27日開催の第102回定時株主総会において、新たに内藤清和氏および嶋田智子氏は監査役として選任され、就任いたしました。
６．2025年６月27日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、村田正樹氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
７．2025年６月27日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、戸澤かない氏および城戸真亜子氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
８．常勤監査役の内藤清和氏は公認内部監査人の資格を取得するなど財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
９．社外監査役の武田昌邦氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10．社外監査役の嶋田智子氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役および監査役の報酬等

当社は、次のとおり報酬等の内容に係る決定方針に関して決議しております。当該取締役会の決議に際しては、指名報酬等諮問委員会の審議・答申を経ております。

１．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬および業績連動報酬である賞与により構成されており、その報酬は社外取締役が委員長をつとめる指名報酬等諮問委員会の答申を受け、株主総会で承認された限度額および付与株式数の上限の範囲内で取締役会において決定いたします。取締役の個人別の報酬等の内容は、指名報酬等諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた審議を行なっているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

２．取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等の総枠については、取締役の報酬限度額を年額１億８千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）として、2006年６月29日第83回定時株主総会で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名であります。監査役の報酬限度額は年額６千万円以内として1994年６月29日第71回定時株主総会で決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名であります。また、上記の取締役の報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式報酬制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額を年額40百万円以内、対象取締役および対象執行役員に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数を年45,000株以内として、2024年６月27日開催の第101回定時株主総会で決議されております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は５名であります。

3．取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法に関する事項

基本報酬につきましては、取締役の報酬に関する内規の役位に応じて定めています。

譲渡制限付株式報酬は、株主総会の決議により決定した年額40百万円以内および年45,000株以内、および譲渡制限期間として、払込期日から当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間としております。本譲渡制限は、本割当株式の払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間継続して当社の取締役または執行役員の地位にあったことを条件とし、かつ当社の取締役会があらかじめ定める業績条件を達成したことを条件として、本割当株式の全部について解除いたします。なお、以上の条件を満たさなかった場合、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。当連結会計年度における譲渡制限付株式報酬の割り当ては実施しておりません。

業績連動報酬である賞与は、企業業績との連動性を高め、経営陣の成果に対する適正な報酬を確保することを目的として、原則として期首に策定された連結営業利益計画を基準とした評価算出方式を採用しております。当連結会計年度の連結営業利益（本書18頁をご参照ください。）は目標を達成いたしました。

これらについて指名報酬等諮問委員会の審議を経ることで、公平性・透明性・客観性を確保しております。

③　当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	86 (18)	73 (18)	－ (－)	12 (－)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	20 (11)	20 (11)	－ (－)	－	5 (3)
合計	106	93	－	12	13

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の賞与の金額は、当事業年度の状況を鑑みた結果として過年度の引当金額を２百万円戻し入れており、当事業年度の計上額が15百万円となるため、上表では差額を表示しております。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分　・　氏　名	取締役会・監査役会への出席、発言の状況および社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要
取締役 久保木大世	当事業年度に開催された取締役会34回のうち32回に出席いたしました。当社の事業領域および経営における豊富な経験と知識に基づき、当社の経営に有益な意見を述べるとともに、取締役会の監督機能の強化と経営の透明性の確保に貢献する役割を果たしております。
取締役 大澤道雄	当事業年度に開催された取締役会34回のすべてに出席いたしました。当社の事業領域および経営ならびに繊維・流通業界における豊富な経験と知識に基づき、当社の経営に有益な意見を述べるとともに、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保および監督機能の強化に貢献しております。
取締役 城戸真亜子	2025年6月27日に開催された第102回定時株主総会において選任され、当事業年度は就任後開催された取締役会26回のうち25回に出席いたしました。他の会社の社外取締役や顧問、学校法人の理事などを歴任する中で培った経営全般の知識と経験に基づき、当社の経営に有益な意見を述べるとともに、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保および監督機能の強化に貢献しております。
監査役 武田昌邦	当事業年度に開催された取締役会34回のうち33回に出席し、監査役会25回のうち23回に出席いたしました。取締役会および監査役会において主に法律専門家の見地から発言し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。
監査役 嶋田智子	2025年6月27日に開催された第102回定時株主総会において選任され、当事業年度は就任後開催された取締役会26回すべてに、監査役会18回すべてに出席いたしました。大手監査法人での多数の上場企業の監査やアドバイザリー業務経験、自身の公認会計士事務所を代表する中で培った経営全般にわたる知識と経験に基づき、客観的な立場から適切な監査を行なっており、経営の監督とコンプライアンスの強化をはかる役割を果たしております。

⑤　責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役との間で当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、これに基づき社外取締役、監査役全員と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑥　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役および監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行なった行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行なった行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

⑷　会計監査人の状況

①　名　　称　　東邦監査法人

②　報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	100 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	100 百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．海外にある一部の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

３．上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬９百万円を支払っております。

③　会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行なっております。

④　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また監査役会は、会計監査人が適切な職務の執行に支障がある場合等、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東邦監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に２を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度としております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制(取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

当社は、「お客様第一」「品質本位」を経営の基本方針とし、1879年の創業以来培ってきた“信用”をさらに高めるため「企業行動規範」を制定して、代表取締役社長執行役員グループCOOは、その精神をグループの全役職員に継続的に伝達し、法令遵守と社会規範に基づく行動を促し、広く社会に信頼される企業活動を行なうことを徹底しております。

取締役会は、代表取締役社長執行役員グループCOOを委員長とする12名(社外委員を含む)で構成するコンプライアンス委員会を設置し、適切に運営しております。なお、当事業年度は３回開催し、ここで内部統制の評価状況の報告等を行ないました。

さらに通報受付窓口を社外専門家とする、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営しており、これによって通報等を行なった場合でも、当該役職員に不利益な扱いを行なわないこと等を規程により明確にしております。また、社内のコンプライアンス意識の浸透と向上をはかるべく、必要に応じ、社内セミナーの実施および社内情報掲示板への掲載等によりその周知徹底をはかっております。

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応を執ります。

また、反社会的勢力に関する情報収集のため、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会およびその下部組織である万世橋地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定期的な研修会および情報交換会等に参加しております。

海外事業においても、地域の特性を考慮し、同様の体制の整備･運用を行なっております。

② リスク管理体制(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

取締役会は、規程に基づき、リスク管理委員会を設置・運営しております。

リスク管理委員会は、各部門担当取締役および部門業務執行責任者計12名により構成され、全社的なリスクを総括的に管理し、適宜に取締役会および監査役会に報告を行なっております。なお、当事業年度は２回開催し、ここで海外事業を含む各事業部門のリスク管理担当者からの報告を受け、リスクの自己評価を実施しました。

また、グループ各社においても個別にリスク管理委員会を設け、同様の活動を行ない、危機管理についての情報共有を行なっております。

さらに、リスク管理における個人情報管理において、取締役会は規程に基づき、グループ個人情報管理委員会を設置、運営しております。

グループ個人情報管理委員会は、各部門担当取締役および部門業務執行責任者計11名により構成され、グループの事業活動に関わる個人情報を特定し、個人情報への不正アクセス、個人データの紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等、各種リスクに対して講じられた管理措置の運用のモニタリングを行なっております。なお、当事業年度はリスク管理委員会において、各事業部門における個人情報に関わる管理等の状況について各事業部門の管理担当者からの報告を受け、個人情報に関わる管理とリスクの自己評価を実施しました。

③　取締役の業務執行(取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制)

当社は、原則として取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行なうほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催しております。さらに、当社は社外取締役を３名選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

また、取締役・監査役・グループ各社の執行責任者および管理部門の責任者により構成される執行役員会議を毎月開催し、各部門の状況・問題点等を把握し、監督・改善を行なっております。

取締役会の決議事項以外の重要な申請・報告等の事項については、グループ共通の「稟議規程」により、適切な管理・運用を行なっております。

④　当社グループの内部統制(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

当社は、業務および財務報告の適正性の確保のみならず、業務全般にわたる内部統制の有効性を高めるため、当社グループ全体を対象に、内部統制室および内部監査室を設置しております。

内部統制室は、リモートによる海外子会社への往査(中国１回、イタリア１回)を含め、所定の５社（海外子会社２社を含む）に対し、内部統制全般の整備運用状況のテストおよび評価を行なうとともに、対象会社と協力し、運用状況の改善につとめております。

内部監査室はこの運用状況の評価を行ない、結果として良好な統制状況を確認しております。

⑤　業務情報の管理(取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制)

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「規程管理規程」および「文書管理規程」に従い、当該情報を議事録等、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切に管理しております。その他の業務情報の管理も、同様に行なっております。

⑥　監査役の補助者(監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することとしております。

この場合、監査役が指定する期間中は、当該使用人は、監査役の指揮下で業務を行なうこととしております。

⑦　監査役への報告・監査役監査(取締役および使用人が監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制)

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令および社内規程に基づき、直ちに監査役に報告することとしております。

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、執行役員会議等の主要な会議に出席しております。監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求め、適時に事業場・子会社等への往査を行なっております。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を密にして相互の連携をはかっております。

監査役は、代表取締役社長執行役員グループCOOと定期的に会合を持ち、意思疎通をはかっております。

⑹　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への利益還元を最重要課題のひとつに位置づけております。

また、2026年2月27日に新たに公表いたしました第２次中期経営計画「進化と飛躍」のもと、成長領域への積極的な投資を推進するとともに、財務の健全性を維持しながら、安定的な株主還元を継続することを基本的な考え方としております。

この考え方に基づき、配当政策につきましては、DOE(株主資本配当率）4％および配当性向30％以上を基準とし、経営環境、内部留保の充実等を総合的に勘案して決定いたします。

また、当社の剰余金の配当は期末配当の年１回を基本的な方針としておりますが、会社業績に応じた株主への利益還元を柔軟に実施するため、当社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる旨を定款で定めております。

当期の期末配当につきましては、第２次中期経営計画においてお知らせいたしましたとおり、１株あたり50円といたしたいと存じます。

（注）　本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、議決権・持株比率は、表示しております単位未満の端数を四捨五入しております。

第103期　事業報告の附属明細書

株式会社　ダイドーリミテッド

会社役員の重要な兼職の状況の明細

事業報告　２．会社の現況（３）会社役員の状況　①　取締役および監査役の状況（2026年３月31日現在）に記載のとおりであります。

貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**5,020**	**流動負債**	**10,531**
現金及び預金	3,787	短期借入金	6,931
受取手形	35	１年内返済予定の長期借入金	3,300
暗号資産	245	未払金	108
短期貸付金	668	未払費用	74
その他	332	未払法人税等	64
貸倒引当金	△50	預り金	11
固定資産	**15,536**	賞与引当金	36
有形固定資産	**47**	その他	5
建物（純額）	17	**固定負債**	**1,400**
その他（純額）	30	長期借入金	400
無形固定資産	**55**	長期未払金	234
ソフトウエア	14	関係会社事業損失引当金	414
その他	40	繰延税金負債	336
投資その他の資産	**15,433**	その他	15
投資有価証券	1,858	**負債合計**	**11,932**
関係会社株式	13,252	**（純資産の部）**	
その他	475	**株主資本**	**7,664**
貸倒引当金	△152	**資本金**	**100**
		資本剰余金	**8,155**
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	8,130
		利益剰余金	**1,325**
		その他利益剰余金	1,325
		繰越利益剰余金	1,325
		自己株式	**△1,916**
		評価・換算差額等	**863**
		その他有価証券評価差額金	**863**
		新株予約権	**95**
		純資産合計	**8,623**
資産合計	**20,556**	**負債純資産合計**	**20,556**

損 益 計 算 書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**1,172**
販売費及び一般管理費		**1,173**
営業損失（△）		**△0**
営業外収益		
受取利息及び配当金	224	
その他	16	241
営業外費用		
支払利息	226	
その他	28	254
経常損失（△）		**△14**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,604	1,604
特別損失		
投資有価証券売却損	135	
事業構造改善費用	23	
関係会社事業損失引当金繰入額	181	
その他	0	340
税引前当期純利益		**1,249**
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	△77	△75
当期純利益		**1,325**

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100	25	11,679	11,704	△669	△669	△2,111	9,022
当期変動額								
剰余金の配当			△2,829	△2,829				△2,829
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替			△669	△669	669	669		0
当期純利益					1,325	1,325		1,325
自己株式の処分			△49	△49			195	145
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△3,548	△3,548	1,995	1,995	194	△1,358
当期末残高	100	25	8,130	8,155	1,325	1,325	△1,916	7,664

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,482	1,482	142	10,647
当期変動額				
剰余金の配当				△2,829
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替				－
当期純利益				1,325
自己株式の処分				145
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△618	△618	△46	△665
当期変動額合計	△618	△618	△46	△2,023
当期末残高	863	863	95	8,623

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

イ．子会社株式　　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

②　デリバティブ　　時価法

③　暗号資産

・活発な市場が存在するもの　　期末日の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。

(2)　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）は主として定額法、その他は定率法によっております。ただし、2016年４月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　物　　15 年～ 47年

その他　　5 年～ 15年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③　関係会社事業損失引当金　　関係会社の債務超過額に対して、損失負担見込額を計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に経営管理指導及び管理事務にかかる子会社からの手数料収入であります。手数料収入については、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	13,252 百万円

⑵　識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

i　算出方法

当社が保有する関係会社株式は、全て市場価格のない株式になります。関係会社株式の評価において、1株当たり純資産額を基礎として算定した実質価額が取得原価に比べて50％以上低下した場合には、事業計画に基づいて回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

ii　主要な仮定

事業計画における主要な仮定は、製品の販売数量の予測であります。販売数量の予測は、主に市場動向や顧客の需要予測を基に判断しております。

iii　翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である製品の販売数量の予測は、見積りの不確実性が高く、事業計画が見直されることにより、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（追加情報）

（資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用）

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号　2018年３月14日）に従った会計処理を行っております。

暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

⑴　暗号資産の貸借対照表計上額

	当事業年度（期末）
保有する暗号資産	245百万円

⑵　保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

①　活発な市場が存在する暗号資産

	当事業年度（期末）	
種類	保有数（単位）	貸借対照表計上額
ビットコイン	23.2714BTC	245百万円

②　活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

３．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　123百万円

⑵　債務保証

関係会社の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり保証を行っております。

株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン　　400百万円

関係会社の未払債務に対して、次のとおり保証を行っております。

株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン　　299百万円

⑶　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権　　761百万円

②　長期金銭債権　　18百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①	営業収益	1,161百万円
②	営業費用	35百万円
③	営業取引以外の取引高	63百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,498,000株	18,055株	213,025株	3,303,030株

（注）1．当社は、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」導入に伴い、2009年４月１日付で自己株式428,500株及び2012年12月13日付で自己株式1,500,000株を株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）へ拠出しております。なお、自己株式数については、2026年３月31日現在において信託Ｅ口が所有する当社株式1,083,550株を自己株式数に含めております。

2．普通株式の自己株式の増加18,055株は単元未満株式の買取請求155株及び譲渡制限付株式報酬の無償取得17,900株によるものであります。また、減少213,025株はストックオプション行使200,700株及び株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）給付12,325株によるものであります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,537百万円
貸倒引当金	62百万円
関係会社事業損失引当金	130百万円
関係会社株式	2,728百万円
投資有価証券	53百万円
賞与引当金	11百万円
株式報酬費用	51百万円
関係会社投資簿価修正額	589百万円
その他	81百万円
繰延税金資産　　小計	6,246百万円
評価性引当額計上額	△6,160百万円
繰延税金資産　　合計	85百万円
繰延税金負債	
組織再編に伴う税効果	△61百万円
その他有価証券評価差額金	△360百万円
繰延税金負債　　合計	△422百万円
繰延税金負債の純額	△336百万円

７．収益認識に関する注記

⑴　収益を理解するための基礎となる情報

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記⑷　収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

8．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社ダイドーフォワード	100百万円	衣料品及び服飾品の販売 衣料品の輸入販売 手編糸及び毛織物の販売 不動産賃貸	直接100%	役員の兼任	担保の被提供及び債務の被保証（注）1	10,000	－	－
						手数料の受入（注）2	900	－	－
						資金の貸借取引（注）3（注）4	5,215	短期貸付金	652
						利息の受取	63	－	－
	株式会社ブルックスブラザーズジャパン	100百万円	衣料品及び服飾品の販売	直接80.5%	役員の兼任	債務の保証（注）5	699	－	－
						債務の被保証（注）6	400	－	－
						配当の受取（注）7	161	－	－
	Pontetorto S.p.A	1,549千ユーロ	衣料原料の製造販売	直接100%	役員の兼任	手数料の受入（注）2	50	未収金（注）8	100

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1．当社の金融機関からの借入に対して、子会社から担保の提供及び債務保証を受けているものであり、「取引金額」は借入債務の期末残高を記載しております。

2．手数料の受入は、主に経営管理指導料及び管理事務手数料であり、契約等に基づいて1年ごとに双方協議のうえ、合理的に決定しております。

3．資金の貸借取引において、取引が反復的に行なわれているので、その発生総額の把握が困難であるため、その取引金額は純額を記載しております。

4．資金の貸付については市場金利を勘案しております。

5．子会社の金融機関借入及び未払金に対して、当社が債務保証を行なっているものであり、「取引金額」は借入債務及び未払金の期末残高を記載しております。

6．当社の金融機関からの借入に対して、子会社からの債務保証を受けているものであり、「取引金額」は借入債務の期末残高を記載しております。

7．配当金については、剰余金の分配可能額を基礎として合理的に決定しております。

8．関係会社未収金に対し50百万円の貸倒引当金を計上しております。
当該子会社の債務超過額に対し、414百万円の関係会社事業損失引当金を計上しております。また関係会社事業損失引当金繰入額181百万円を計上しております。

⑵ 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社含む)	ジェミニストラテジーグループ株式会社（注）1	－	役員の兼任	コンサルティング契約（注）2	139	未払費用	9
				アドバイザリー業務（注）2（注）4	194		
	GeminiCapital株式会社（注）1	－	役員の兼任	経費の立替（注）5	41	立替金	45
	Genova株式会社（注）1	－	－	子会社株式の売却（注）3	580	－	－

(注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1．代表取締役会長グループCEO山田政弘が議決権の過半数を所有しております。

2．業務内容及び価格の妥当性を事前に検証したうえで、取締役会において取引条件を決定しております。

3．取引金額は第三者機関の価格算定結果を参考に決定しております。

4．アドバイサリー業務には株式会社ジャパンブルーの株式取得、2026年４月に持分法適用関連会社となった株式会社フィルムの株式取得に係る費用等が含まれております。

5．株式会社ジャパンブルーの株式取得に係る費用等について一時的な立替を行っているものであり、将来において返済される予定のものです。

９．１株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額　311円31銭

⑵ １株当たり当期純利益　48円58銭

第103期　計算書類の附属明細書

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

株式会社　ダイドーリミテッド

第103期　計算書類の附属明細書

1	有形固定資産及び無形固定資産の明細	1ページ
2	引当金の明細	1ページ
3	販売費及び一般管理費の明細	2ページ

１．　有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	17	－	－	0	17	15	32
	土地	－	－	－	－	－	－	－
	その他	15	21	0	6	30	107	137
	有形固定資産計	33	21	0	6	47	123	170
無形固定資産	ソフトウェア	1	14	－	1	14	424	438
	その他	40	－	－	－	40	5	45
	無形固定資産計	42	14	－	1	55	429	484

２．　引当金の明細

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	318	－	116	－	202
賞与引当金	35	36	35	－	36
関係会社事業損失引当金	232	181	－	－	414

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目	金額
役員報酬	106
給与手当	189
株式報酬	△11
賞与	8
賞与引当金繰入額	36
福利厚生費	14
法定福利費	46
退職給付費用	9
賃借料	38
保険料	31
租税公課	66
旅費交通費	36
通信費	20
広告宣伝費	0
支払手数料	477
減価償却費	8
雑費	47
その他	43
合計	1,173

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月26日

株式会社ダイドーリミテッド
　取締役会　御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　石井克昌

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小山雄司

指定社員 業務執行社員　公認会計士　石井薦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ダイドーリミテッドの2025年４月１日から2026年３月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務執行全般に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、協議するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東邦監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社ダイドーリミテッド　監査役会
常勤監査役　内藤　清和㊞
社外監査役　武田　昌邦㊞
社外監査役　嶋田　智子㊞

以　上

別紙 3（吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

（株式会社ダイドーフォワードの計算書類等）

事　業　報　告

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善がみられる一方で、不安定な国際情勢や米国の関税政策、食料品やエネルギーを中心とした物価上昇等により不透明な状況が続きました。

このような経営環境のなか、当社は親会社である株式会社ダイドーリミテッドの第２次中期経営計画「進化と飛躍」のもと、衣料事業の収益性改善と不動産賃貸事業の収益基盤の維持に取り組んでまいりました。

＜衣料事業＞

「NEWYORKER」につきましては、アウトレット店舗を中心に前期比で売上高が減少し、年度末にかけて不採算店舗の大規模な撤退を実施いたしました。なお、2026年３月には、顧客の拡大をはかるため、アウトレット店舗とECを中心とした新レーベル「Park Slope NEWYORKER」を立ち上げました。

＜不動産賃貸事業＞

小田原のショッピングセンター「Dynacity」は誕生から25周年を迎え、引き続き安定的な収益源としての機能を果たしております。一方、2025年12月にテナントが退店したことに伴い、解約違約金及び原状回復費用を特別損失に計上いたしました。また、資本効率の改善を目的として、東京都文京区所在のオフィスビルを売却いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は12,443百万円、営業損失は625百万円、経常損失は745百万円となりました。また、固定資産除売却損210百万円、解約違約金171百万円、原状回復費用149百万円などの特別損失を計上した一方、法人税等調整額△1,210百万円を計上した結果、当期純損失は117百万円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は391百万円であります。また、東京都文京区所在のオフィスビルを売却いたしました。

③ 資金調達の状況

当事業年度末における親会社株式会社ダイドーリミテッドからの借入金残高は、短期借入金652百万円、長期借入金10百万円であります。

⑵ 対処すべき課題

衣料事業におきましては、「NEWYORKER」のリブランディングによる再興に取り組み、収益構造の改善をはかってまいります。不動産賃貸事業におきましては、「Dynacity」への高付加価値テナントの誘致により、収益力の維持・向上をはかってまいります。

⑶ 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

衣料品及び服飾品の販売、衣料品の輸入販売、手編糸及び毛織物の販売、不動産賃貸

⑷ 主要な営業所（2026年３月31日現在）

本社　東京都千代田区
ショッピングセンター「Dynacity」　神奈川県小田原市

⑸ 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ダイドーリミテッドであり、同社は当社の議決権の100％を保有しております。

当社は同社に対し、経営指導料等900百万円を支払っております。また、同社から資金の借入を行っており、同社の金融機関からの借入に対して担保の提供及び債務の保証を行っております。

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事　業　報　告　の　附　属　明　細　書

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

事業報告の内容を補足する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

貸 借 対 照 表

（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資 産 の 部）		**（負 債 の 部）**	
流 動 資 産	**4,990**	**流 動 負 債**	**2,846**
現 金 及 び 預 金	604	買 掛 金	338
売 掛 金	1,908	短 期 借 入 金	652
棚 卸 資 産	1,621	リ ー ス 債 務	18
そ の 他	855	未 払 金	248
固 定 資 産	**4,964**	未 払 費 用	272
有 形 固 定 資 産	4,173	未 払 法 人 税 等	29
建 物	3,707	契 約 負 債	115
構 築 物	159	前 受 金	113
工 具、器 具 及 び 備 品	80	預 り 金	929
土 地	154	賞 与 引 当 金	76
リ ー ス 資 産	70	そ の 他	50
そ の 他	0	**固 定 負 債**	**1,950**
無 形 固 定 資 産	1	長 期 借 入 金	10
ソ フ ト ウ エ ア	1	リ ー ス 債 務	59
そ の 他	0	長 期 預 り 保 証 金	1,880
投 資 そ の 他 の 資 産	789	**負 債 合 計**	**4,796**
投 資 有 価 証 券	245	**（純 資 産 の 部）**	
敷 金 及 び 保 証 金	530	**株 主 資 本**	**5,275**
そ の 他	86	資 本 金	100
貸 倒 引 当 金	△72	資 本 剰 余 金	3,848
		資 本 準 備 金	494
		そ の 他 資 本 剰 余 金	3,354
		利 益 剰 余 金	1,326
		利 益 準 備 金	31
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,295
		圧 縮 積 立 金	551
		繰 越 利 益 剰 余 金	744
		評 価・換 算 差 額 等	**△117**
		その他有価証券評価差額金	△117
		純 資 産 合 計	**5,158**
資 産 合 計	**9,955**	**負 債 純 資 産 合 計**	**9,955**

損 益 計 算 書

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		12,443
売上原価		7,032
売上総利益		**5,410**
販売費及び一般管理費		6,036
営業損失（△）		**△625**
営業外収益		
受取利息及び配当金	15	
為替差益	15	
その他	26	57
営業外費用		
支払利息	63	
埋蔵文化財発掘調査費	70	
その他	42	176
経常損失（△）		**△745**
特別利益		
投資有価証券売却益	3	3
特別損失		
固定資産除売却損	210	
減損損失	25	
解約違約金	171	
原状回復費用	149	557
税引前当期純損失（△）		**△1,298**
法人税、住民税及び事業税	29	
法人税等調整額	△1,210	△1,180
当期純損失（△）		**△117**

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	100	494	3,354	3,848	31	3,603	△2,190	1,444	5,393
当期変動額									
圧縮積立金の取崩						△3,052	3,052		
当期純損失（△）							△117	△117	△117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△3,052	2,934	△117	△117
当期末残高	100	494	3,354	3,848	31	551	744	1,326	5,275

	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	△141	△141	5,251
当期変動額			
圧縮積立金の取崩			－
当期純損失（△）			△117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	△92
当期末残高	△117	△117	5,158

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

② 棚卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

賃貸固定資産の一部は定額法、その他は定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

① 小売に係る収益

主に製品の引渡時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

② 卸売に係る収益

主に製品の引渡又は検収時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。ただし、一部の製品については出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから出荷時点で収益を認識しております。なお、輸出などの海外取引については取引条件等を考慮し、当該製品の引き渡しが行われたと判断した時点で収益を認識しております。

③ 不動産賃貸に係る収益

賃貸借契約に基づき、契約期間にわたって収益を認識しております。

⑸ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当事業年度末日における発行済株式の総数　普通株式　200,000株

⑵ 当事業年度末日における自己株式の数　該当事項はありません。

⑶ 剰余金の配当に関する事項　該当事項はありません。

⑷ 当事業年度末日における新株予約権に関する事項　該当事項はありません。

5．その他の注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額

24,856百万円

⑵ 担保提供資産及び債務保証

親会社である株式会社ダイドーリミテッドの金融機関からの借入金10,000百万円に対して、当社の資産を担保に供するとともに、債務保証を行っております。

計 算 書 類 の 附 属 明 細 書

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細　　（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期減損損失	期末帳簿価額
有形固定資産	建物	6,423	285	2,521	453	25	3,707
	構築物	157	17	-	15	-	159
	機械及び装置	0	-	-	0	-	0
	工具、器具及び備品	96	153	-	169	-	80
	土地	3,723	-	3,568	-	-	154
	リース資産	4	79	-	13	-	70
	建設仮勘定	1	34	35	-	-	0
	計	10,407	570	6,126	652	25	4,173
無形固定資産	施設利用権	0	-	-	-	-	0
	ソフトウェア	1	23	-	23	-	1
	計	1	23	-	23	-	1

2. 引当金の明細　　（単位：百万円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	72	-	-	72
賞与引当金	73	76	73	76

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
給与	1,374	手数料	734
社員賞与	103	水道光熱費	52
退職手当金	3	雑費	16
厚生費	28	会費	2
法定福利費	268	教育費	0
労務費合計	1,777	見本帳費	12
賃借料	1,703	広告宣伝費	174
修繕費	3	広告協賛金	9
保守料	172	売場造作費	6
保険料	8	販売補修費	17
租税公課	8	研究費	51
運送保管費	207	寄付金	0
旅費交通費	38	減価償却費	25
通信費	34	一般経費合計	3,359
交際費	1	本社費	900
消耗品費	77	合計	6,036

監査報告書

監査役である私 内藤清和は、2026年3月期（2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度）の取締役の職務の執行、計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会、部門長会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類を閲覧し、本社および物流倉庫等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、会計帳簿及びこれに関連する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年　5月18日

株式会社ダイドーフォワード

監査役　　内藤　清和　㊞